

紀伊家鷹場に関する資料を読む

1 紀伊家鷹場について

徳川家康以降、江戸幕府の将軍は鷹狩りを好み、江戸を中心に5里（約20km）を公儀鷹場とした。寛永10年（1633）には、その外側の10里以内（約40km）を御三家の鷹場に設定した。

紀伊家鷹場は、武州足立郡のうち、指扇・大宮・木崎・南部・平方・植田谷・小室・赤山・岩槻・与野・桶川・浦和・大谷の13か領160村高5万石にわたる地域で、五代将軍綱吉による「生類憐みの令」による中止期間を除いて幕末まで続いた。なお、享保2年（1717）に、鴻巣・大谷・赤山など35か村、添場として越谷など高1万石余が紀伊家鷹場に組み込まれた。

紀伊家鷹場は公儀鳥見の大平角助・都築善九郎・内山三之丞の3名があたり、浦和領谷場村（浦和区大谷場、川口市小谷場）に下屋敷が与えられていたが、慶安年間（1648～52）に星野権兵衛（浦和宿）・松本孫右衛門（大宮宿）・八木橋七兵衛（深作村）・会田平左衛門（大門宿）など在地の有力農民が公儀鳥見に代わって紀伊家鳥見に任じられ、苗字帯刀の許可と扶持を与えられた。

紀州藩主の放鷹には大門宿の会田平左衛門、深作村の八木橋七兵衛宅が本陣に用いられたといわれている。

2 会田家文書について

会田家は、旧浦和市大門の旧家で、日光御成道大門宿の本陣と紀伊家鷹場の鳥見役を代々勤めた家で、宿の名主や問屋も宝暦9年（1759）頃までと、文化元年（1804）から天保4年（1833）までの時期勤めている。近世後期には、農業の他に農間余業として瀬戸物類を商い、寺子屋も開いていた。「会田家文書」は、総点数8277点で、村方史料、宿駅史料、鳥見史料を含んでいる。江戸初期のものはわずかで、大部分が享保期（1716～36）以降。大門宿や紀伊徳川家の鷹場などを知るうえで貴重な文書群。その他に会田家に関する「先祖書」、「由緒書」など系図関係の資料、将軍日光御成道の本陣資料で日光社参関係が多く残されている。さいたま市指定文化財。

3 鳥見役について

鳥見役は、家屋の増改築の検分と許可、道や橋の整備の指示・監督、禁猟に違反する者の取締、鳥追い立ての規制、耕作時期の指示、治安維持などで、鷹場管理の名のもとに、村々の生活のすべてを監督した。紀伊家鷹場では、はじめは、星野・八木橋・会田・蓮見・松本・北沢の6名であったが、後に林・小沢が追加されて8名となった。

紀伊家鷹場の鳥見は、藩の家臣から選ばれたのではなく、鷹場内の有力農民から抜擢された点に特徴があり、会所奉行の差配下にあつて、鳥見頭取→鳥見役→鳥見見習といった支配系統を有していた。また、藩から扶持を与えられ、苗字を名乗ることも許されていた。

◎紀州鳥見の職務権限

鳥獣保護…禁猟監視、無鑑札者の鷹場内立ち入り監視、病鳥・落鳥の届け出監視

鷹場整備…道橋普請の指示、堀浚の許可、かかし立ての指示、立木伐採・植木の許可、人足徴発
各種調査…飼犬・猫・鳥の調査、田船調査、新築家作の見分と許可、石高調査

鷹場内取り締まり…身元不明者の搜索、不審者の監視

その他…廻状などの継送指示、代官交代などの情報把握、名主改名届などの受理

4 語句解説

富岡甚兵衛、細田三右衛門…山方役。世襲で勤めた。

永井伊賀守…永井直陳 [なおのぶ]。永井直敬の三男。岩槻藩主、元文 4 年 (1739) に奏者番、宝暦 6 年に美濃国加納へ転封。(『寛政重修諸家譜』第 10-278 頁)

御拳場 [おこぶしば] …将軍が鷹狩りをする場所。

鷗 [ばん] …全国的に繁殖するが、冬は関東以南に多い。湖沼・池・川などに住み、広い水面に群れで休むことはない、水面を足で蹴って助走し飛び立つが長距離は飛ばない。

御捉飼場 [おとりかいば] …鷹の実地訓練や鷹の餌になる鳥類調達のために設けられた鷹場。

山方役 [やまかたやく] …猪や鹿などの餌付けにあたる役人。八木橋氏は鳥見役も兼ねていた。

柴村藤右衛門…代官。

扶持米…主君から家臣へ与える俸禄米。下級家臣へ与える場合が多い。1 人 1 日五合 (約 0.9 匁) を標準に 1 年間分を支給するのが普通で、これを一人扶持と呼んだ。扶持方米。扶持。

瓦曾根村…越谷町の南東方に続く地で、集落は元荒川河畔に集中する。日光道中が通る。家数 105 戸、用水は四ヶ村用水に依存。現越谷市瓦曾根・赤山町。

沼井河岸場…瓦曾根溜井の土手に設けられた瓦曾根河岸場のこと。

小林村…幕府領。南は元荒川を挟んで瓦曾根村がある。現越谷市。

赤芝新田…関東郡代伊奈氏の所領であったが、改易後は幕府領となった。紀伊徳川家の鷹場であった。現川口市赤芝新田。

石神村…関東郡代伊奈氏の所領であったが、改易後は幕府領となった。紀伊徳川家の鷹場であった。現川口市石神。

八条領…武蔵国埼玉郡の南端に位置する 35 か村 (現八潮市 20 か村・現越谷市 12 か村・現草加市 3 か村) によって構成されていた。なお、17 世紀半ばには山谷村 (のち東方村に合併) を含めて 36 か村。

間宮村…東から北に大門町、南は差間村。見沼代用水が洪積台地と洪積低地の境を流れる。

現さいたま市緑区間宮。

懈怠 [けたい] …怠けること。怠ること。

判鑑 [はんかがみ] …江戸時代、照合用として予め、役所・関所などに届け出る印影の見本。

付札…江戸時代、公文書に貼付された付箋の一種で指令、意見、返答などを記すのに用いられた。

付紙, 張札とも称する。付札はとくに下から提出された伺書に対して回答を下す場合に多く見られた。

5 古文書の内容要約

「御鷹場記録」(会田家文書 809) は、紀伊家鳥見役会田孫四郎俊恒、同平左衛門俊盈親子が、明暦 2 年 (1656) から文化 4 年 (1807) までの 142 年間の鳥見役文書を集録したものである。会田孫四郎と平左衛門が職務執行上や紀伊家鳥見役、同家の沿革を尋ねるために文書を書き写したり、記憶を頼りに記録したものと思われ、新旧に関わらず必要としたものを集録した。記述の重複や紀年の誤りと思われる内容もある。

①富岡甚兵衛・細田三右衛門扶持方

寛保4年(1744)8月20日に会所において、山方役の富岡甚兵衛と細田三右衛門に三人扶持を与えられた。これまでの通り、給金もそのまま与えられた。

②瓦曾根村沼井河岸場米置蔵建につき返答

寛保4年9月4日、瓦曾根村の瓦曾根溜井の河岸場へ、岩槻藩主永井伊賀守の米置蔵が建てられた。その届けが名主方よりあった。ただし、書付は出していない。届けは一通りのものなので、重ねて、御屋敷役人中に廻す時には、よろしく取りなすように申し遣わした。

③米置新蔵地につき口上書

西方村名主・年寄が申し上げるには、西方村地内へ永井伊賀守が米置場の新蔵を建てるが、その場所は、御拳場(将軍家鷹場)となっているため、西方村の者は不注意となるであろうか、書付をもって申し上げてきたので、私が呼び出されてお尋ねがあった。この蔵を建てる畑は、西方村地内であるが、紀州様の御添場内であって御拳場ではない。紀州様より鷗・鷹を遣わされて鷹狩をされ、かねてより御添場であると仰せ付けられている。紀州様の御鳥見衆へ訴えを申し上げて建てられたものである。御拳場の定杭は西葛西用水込脇に建てられている。御捉飼場の定杭は小林村地内に建てられている。この定杭を見通せば、2町(約218m)ばかりも定杭から隔てられている御拳場の外で、紀州様の御添場に紛れない。申し上げた通り、少しも相違ありません。

延享元年(1744)9月14日、八条領瓦曾根村名主彦左衛門から柴村藤右衛門役所へ。この通り、お調べして書付を差し出す。又々重ねてお尋ねをすることがある旨、訴えてきた。

④会田平左衛門御鷹場勤書

当御鷹場の勤め書き、会田平左衛門。丈左衛門のことである。御鷹場の始まった享保2年(1717)より10年まで、9年見習いとして勤めた。御鷹場の始めより親の平左衛門は御山方役の兼務を命じられていたので、私は御鷹場の始めより本役と同様に御鷹場を勤めた。享保10年(1725)に本役を命じられ、今年の丑年まで21年勤めた。合計29年怠りなく勤めた。

⑤会田兵八御鳥見見習勤書

享保14年(1729)より見習いを命じられ、今年の丑年まで17年怠りなく勤めた。丑5月会田兵八。これは、延享2年(1745)5月の申し上げ書の写しである。

⑥御加増願中止之事

仲間中に内々願いのとおり、今度蓮見・松本の2名へ御加増くださったため、この上は残り5人の願い出は、何とかうらやましく思っているように聞こえるので、取りやめるように申した。延享2年6月、年々銀5枚ずつの御加増となった。

⑦小沢三郎兵衛御役御免申し付け

享保4年(1719)4月18日、根岸の小沢三郎兵衛が病身につき、御役御免(退役)を願い、願いのとおり、御役御免を命じられた。

⑧御鳥見役替触れ

享保4年6月19日、平岡段七が召し出され、御鳥見役を命じられた。また、八木橋伝蔵も御鳥見役を命じられた。(八木橋)七兵衛は山方役を命じられた。このことを、村々へ触れ廻った。

⑨御道法書き上げ

紀州御屋敷より鳩ヶ谷宿までの道のりは5里半程(約21.4km)。紀州御屋敷より浦和までの道のりは6里10町程(約24.5km)。鳩ヶ谷宿より浦和までの道のりは3里半程(約13.6km)。これは、宝暦6年(1756)10月9日の書き上げである。

⑩赤芝新田判鑑御渡覚

赤芝新田は石神村の枝郷になった。だから、判鑑はこの時に渡されたものである。享保12年(1727)3月25日

⑪林西右衛門山方役申付下知

林西右衛門が山方役を命じられたので、各人は以後、心得るように。武光嘉右衛門。享保12年4月9日

⑫御犬捉飼子猪生け捕り

東使八太夫・井出弥平太の御犬8匹を組中の御犬の訓練のためお越しになり、子猪を生け捕りにする御用があった。大門辺りの1丁目、権現山で生け捕りにした。享保12年5月4日。

⑬大門宿町絵図下宿割帳差出記録

寺口仁左衛門から先年真崎利左衛門が付札をしておいた町絵図と下宿割帳を今度大門宿名主喜右衛門方より受け取って、差し出すよう、武光嘉右衛門を通して命じられたので、15日に仁左衛門へ差し出した。先年の町家の数と今年4月26日に仕上げた町絵図面の家数とに相違があるためかと思われる。享保12年5月16日

⑭殺生禁制の寺社これなく書き上げ

私の御預け場の村々には殺生禁制の寺社はない。先ごろ書き上げた通り相違ありません。会田平左衛門。享保12年6月書き上げ。

⑮御山方八木橋七兵衛・平岡段七判鑑相渡廻状

山方役の八木橋七兵衛と平岡段七の判鑑を遣わしてきたので、1枚ずつ受け取った。先々の村へ回すように。6月23日。会田平左衛門から御預場村々へ。山方衆の判形紙をおし、連印で渡した。

⑯大門町家数絵図再差出記録

寺口仁左衛門より大門町家数絵図御用について、再度町絵図を認め、嘉右衛門へ差し出した。本陣より西方村まで18町(約1963m)、西方村より神明久保まで15町(約1636m)、神明久保より新田通坂下までに10町程(約1090m)、間宮村の高札場まで6町(約654m)、すべて家数を書き上げた。未6月。